

## 綾瀬市民間保育所等感染症対策のための改修整備等事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の民間保育所、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業を行う施設（以下「保育所等」という。）が、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のための改修整備等を実施するために必要な費用に対し補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 この要綱における補助対象者は、市内に所在する次の各号に掲げる施設の設置者又は当該施設の長とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この条において「法」という。）第35条第4項の規定による認可を受けた法第39条第1項に規定する保育所
- (2) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定による認可を受けた幼保連携型認定こども園をいう。
- (3) 法第34条の15第2項の規定による認可を受けた法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設

### (補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、トイレ・調理場の乾式化や非接触型の蛇口の設置など新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等を行うために必要な費用とする。

2 補助対象経費は、申請年度中に改修や整備等が完了している事業に係る経費とする。

### (補助額の算出方法)

第4条 補助額は、次に掲げる額のいずれか低い額とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- (1) 1,029,000円と補助対象経費の実支出額のいずれか低い額

(2) 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、綾瀬市民間保育所等感染症対策のための改修整備等事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(1) 設備の改修及び整備等の見積書の写し

(2) 設備の改修及び整備等の内容を詳細に確認できる資料

(3) 綾瀬市民間保育所等感染症対策のための改修整備等事業計画書（第2号様式）

(4) 綾瀬市民間保育所等感染症対策のための改修整備等事業補助金申請額内訳書（第3号様式）

2 前項の規定による申請は、1施設につき1回とする。

(交付条件)

第6条 市長は、補助金の交付を決定する場合は、規則第6条の条件のほか、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 規則第15条の規定により市長の承認を受け、補助財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市長に返還すること。

(2) 取得した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。

(3) 補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第4号様式）により速やかに市長に報告しなければならないこと。この場合において、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を市長に返還すること。

(決定の通知)

第7条 規則第7条の規定による通知は、綾瀬市民間保育所等感染症対策のための改修整備等事業補助金（変更）交付決定通知書（第5号様式）によるものとする。

(変更等の承認)

第8条 規則第6条第1号又は第2号の承認を受けようとするときは、綾瀬市民間保育所等感染症対策のための改修整備等事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第6号様式）により、変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとする内容及び理

由を記載し、関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の市長の定める期日は、交付の決定があったことを知った日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、綾瀬市民間保育所等感染症対策のための改修整備等事業補助金実績報告書(第7号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 設備の改修及び整備等の納品書又は領収書の写し
- (2) 対象経費の資料
- (3) 綾瀬市民間保育所等感染症対策のための改修整備等事業実績書(第8号様式)
- (4) 綾瀬市民間保育所等感染症対策のための改修整備等事業精算額内訳書(第9号様式)

2 規則第12条第1項の市長の定める期日は、補助金を交付した年度の翌年度の4月10日とする。

(書類の整備)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、保管するものとする。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

綾瀬市民間保育所等感染症対策のための改修整備等事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名

綾瀬市民間保育所等感染症対策のための改修整備等事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 施設の名称
- 2 交付申請額 円
- 3 添付書類
  - (1) 設備の改修及び整備等の見積書の写し
  - (2) 設備の改修及び整備等の内容を詳細に確認できる資料
  - (3) 綾瀬市民間保育所等感染症対策のための改修整備等事業計画書（第2号様式）
  - (4) 綾瀬市民間保育所等感染症対策のための改修整備等事業補助金申請額内訳書（第3号様式）

第2号様式（第5条関係）

綾瀬市民間保育所等感染症対策のための改修整備等事業計画書

施設の名称	
設備の改修及び整備等の内容	
実施に要する費用	円 (うち、補助対象経費 円)
改修及び整備等の完了(予定)日	年 月 日

第3号様式（第5条関係）

綾瀬市民間保育所等感染症対策のための改修整備等事業補助金申請額内訳書

施設の名称 ①	総事業費 ②	寄附金その 他の収入予 定額 ③	差引額 ④ (②-③)	実施に要す る経費 ⑤	補助基準額 ⑥	補助基本額 ⑦	交付申請額 ⑧

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額（1,000円未満の端数を切り捨て）を記載すること。

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

補助事業者 所在地  
名 称  
代表者氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市民間保育所等感染症対策のための改修整備等事業補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額 円

2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） 有 ・ 無

（2で「無」を選択の場合は以下不要）

3 消費税仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） 一般課税 ・ 簡易課税

（3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要）

4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 円

5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 円

6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） 円

（注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

第5号様式（第7条関係）

綾瀬市民間保育所等感染症対策のための改修整備等事業補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請がありました綾瀬市民間保育所等感染症対策のための改修整備等事業補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条）の規定により、次のとおり決定しました。

1 補助金額

円

2 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 規則第15条の規定により市長の承認を受け、補助財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市長に返還すること。
- (5) 取得した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。



第6号様式（第8条関係）

綾瀬市民間保育所等感染症対策のための改修整備等事業補助金変更（中止・廃止）  
承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた綾瀬市民間保育所等感染症対策のための改修整備等事業補助金に係る事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類

第7号様式（第10条関係）

綾瀬市民間保育所等感染症対策のための改修整備等事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）綾 瀬 市 長

補助事業者 所 在 地  
名 称  
代表者氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた綾瀬市民間保育所等感染症対策のための改修整備等事業補助金に係る事業の実績を次のとおり報告します。

補助金所要額	補助金交付決定額
円	円

添付書類

- (1) 設備の改修及び整備等の納品書又は領収書の写し
- (2) 対象経費の資料
- (3) 綾瀬市民間保育所等感染症対策のための改修整備等事業実績書（第7号様式）
- (4) 綾瀬市民間保育所等感染症対策のための改修整備等事業精算額内訳書（第8号様式）

第8号様式（第10条関係）

綾瀬市民間保育所等感染症対策のための改修整備等事業実績書

施設の名称	
設備の改修及び整備等の内容	
実施に要した費用	円 (うち、補助対象経費 円)
改修及び整備等の完了日	年 月 日

第9号様式（第10条関係）

綾瀬市民間保育所等感染症対策のための改修整備等事業補助金精算額内訳書

施設の名称 ①	総事業費 ②	寄附金その他の収入予定額 ③	差引額 ④ (②-③)	対象経費の実支出額 ⑤	補助基準額 ⑥	補助基本額 ⑦	要補助額 ⑧	既交付決定額 ⑨

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額（1,000円未満の端数を切り捨て）を記載すること。